1．2　建築物と工作物の区分について

関係規程：施行通知　／　国マニュアル「3．2」　／　工作物事前調査者テキスト

アスベストの事前調査を行う際、まず解体等工事の対象が「建築物」なのか、「工作物」なのかを正しく区分することが、非常に重要です。

この区分を誤ると、必要な有資格者による調査が行われないことによる法令違反や、不適切な調査による石綿の飛散・ばく露事故につながるおそれがあります。そのため、解体等工事の対象がどちらに該当するかを正確に判断できるようにしましょう。

■　建築物と工作物の定義

建築物	全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含む
工作物	建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいう。 例）煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等

🔍　混同しやすい「建築物」と「工作物」

建物内に設置される設備や配管類は、建築設備（建築物の一部）と工作物が最も混同されやすい箇所です。特に混同しやすい設備について、以下の表や次ページのイメージ図で確認してください。

設備	建築物に該当する（建築設備）	工作物に該当する
配管	建築設備としての配管 （**給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙の**設備等）	生産・輸送設備としての配管 （プラント配管、高圧配管、下水管、農業用パイプライン等）
ボイラー	**労働安全衛生法の適用外のもの**※ **（内部の圧力が大気圧を超えない**もの。 無圧式温水器や一般家庭用の給湯器等）	**労働安全衛生法施行令で規定されるもの**※ （一定の能力・大きさ以上のボイラー、第一種圧力容器等）
煙突	建築物の排煙設備 （ビルに直接設置されている。）	独立した工作物としての煙突 （独立して地面に設置されている。）
電気設備	**一般用電気工作物**※ （一般家庭の受電設備等）	**事業用電気工作物**※ （工場・ビル等の高圧受電設備、非常用発電機等）

※　法令で定められた「一定以上の規模・能力がある等の要件を満たすもの」は工作物（特定工作物）として扱われます。詳しくは３．２「事前調査に必要な資格」（18～21ページ）をご確認ください。

🔍　建築物（建築設備）と工作物のイメージ図